**平成２２年（フ）第３２１７号**
札幌市白石区南郷通14丁目北４番１―303号、開始決定時の住所北海道岩見沢市幌向南２条２丁目205番地86
破産者　石山　憲男
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８６９号**
札幌市中央区北３条西29丁目１番37―211号
破産者　石井　悠子
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１９２号**
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字西河原30番地６　パールＡ―１
破産者　佐々木勝美
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第６１３号**
京都府綴喜郡井手町大字井手小字段ノ下65番地　３―402号
破産者　白川　良隆
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７４２号**
広島市安佐北区亀山２丁目26番３―18号
破産者　村上　晶子
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３７９号**
広島県廿日市市地御前北３丁目11番16号
破産者　高橋　修司
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第３２号**
福岡県柳川市三橋町蒲船津1024番地
破産者　式　　哲也
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２３年（フ）第３号**
沖縄県名護市東江４丁目24番５号
破産者　當眞　嗣乃
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

**平成２１年（フ）第３２０号**
秋田市東通６丁目８番10号、前住所秋田市東通６丁目９番23号
破産者　髙橋　豊彦
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３５号**
山形県米沢市城西１丁目７番16―17―２号　サトウＢ棟、前住所山形県米沢市大字芳泉町851番地の６
破産者　北原　　勉
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

**平成２３年（フ）第１１８号**
石川県かほく市外日角ニ102番地２、居所石川県羽咋郡宝達志水町坪山ヨ188番地
破産者　表　　典子
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第１５１号**
金沢市泉本町６丁目62番地　信開ドムス泉本町・205号
破産者　服部　了也
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第１６号**
長野県中野市大字草間793番地、前住所長野県中野市大字草間1034番地10　パライーソ草間201号室
破産者　北村　弘美（旧姓伊藤・鈴木）
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第８７号**
長野市中越２丁目４番５号　ハイツ東沖Ｓ201号
破産者　武田　豪信
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第８９号**
長野市上松２丁目１番37号　パラシオ城山503
破産者　畔上　悦子
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２号**
兵庫県丹波市春日町黒井2560番地２
破産者　吉森　　猛
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２３年（フ）第３４号**
兵庫県丹波市春日町平松414番地
破産者　滝本　直樹
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２２年（フ）第４７２号**
愛媛県東温市下林甲2350番地
破産者　眞部登志夫
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

## 破産手続終結

**平成２２年（フ）第５号**
千葉県富津市竹岡4438番地２
破産者　株式会社造海興業
1　決定年月日　平成23年８月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部